

第 45 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日（水）
		午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 4 7 分
場	所	大阪市役所 屋上階（P 1）会議室

大阪市都市景観委員会（第45回）

1. 開催日時 平成27年10月21日（水）午前9時30分～午前11時47分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1） 会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長	澤	木	昌	典
委員長代理	嘉	名	光	市
委員	阿	部	昌	樹
	岡	田	昌	彰
	加	賀	有	津子
	下	村	泰	彦
	長	町	志	穂
	橋	寺	知	子
	山	納		洋

（2）市側

横	山	建設局路政課長
寺	川	建設局企画室長
西	川	建設局公園緑化部長
野	口	都市整備局企画部長
田	中	港湾局営業推進室長
植	木	教育委員会事務局文化財保護課長
角	田	都市計画局計画部長兼交通政策室長

（3）府側

戸	田	住宅まちづくり部都市空間創造室長
---	---	------------------

事務局（都市計画局）

川	田	都市計画局長
安	藤	開発調整部長
友	田	開発調整部都市景観担当課長

中	西	開発調整部都市景観担当課長代理
松	崎	開発調整部開発誘導課 担当係長
松	村	開発調整部開発誘導課 担当係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 今後の景観施策のあり方について

(2) その他

- ・都市景観資源検討部会における都市景観資源（生野区・淀川区）の審査結果について

3 閉 会

〔配付資料〕

- ・資料1 今回の主な論点
- ・資料2 今後の景観施策のあり方について（検討資料）
- ・資料3 今後の景観施策のあり方について（とりまとめ事務局試案骨子）
- ・参考資料1 第44回都市景観委員会等での主な委員意見（※）
- ・参考資料2 今後の景観施策のあり方について（とりまとめ事務局試案）（※）
- ・参考資料3 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）リーフレット（※）
- ・資料4 都市景観資源（生野区）の審査結果について（※）
- ・資料5 都市景観資源（淀川区）の審査結果について（※）
- ・参考資料4 大阪市都市景観委員会運営要綱
- ・参考資料5 都市景観資源検討部会の今後の進め方について（※）
- ・参考資料6 都市景観資源検討部会運営要綱

（※）委員限り資料

4. 議事の概要

○中西都市景観担当課長代理

定刻が参りましたので、只今より第45回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます、大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課都市

景観担当課長代理、中西と申します。よろしくお願いします。

まず、傍聴の方に申し上げます。携帯電話は、電源を切られるか、マナーモードに設定して、審議の妨げにならないよう、御協力をお願いいたします。

それでは、本日の都市景観委員会には、委員 11 名中 9 名の御出席をいただいております。田中委員及び中嶋委員のお二方につきましては、本日は都合が合わず御欠席となっております。

議事に入ります前に、配付資料の御確認をお願いいたします。座って説明させていただきます。お手元の資料の一番上に議事次第を置かせていただいております。次に出席者リスト、その裏、配席図となっております。以降、少し分厚くなっておりますが資料が続いております。

資料 1 が今回の主な論点となっております。資料 2 が今後の景観施策のあり方について、検討資料となっております。資料 3 が今後の景観施策のあり方について、とりまとめ事務局試案骨子となっております。その次、参考資料 1 ですが、第 44 回都市景観委員会での主な委員意見。参考資料 2、今後の景観施策のあり方について、とりまとめ案。参考資料 3 が大阪都市景観建築賞、愛称大阪まちなみ賞のリーフレットとなっております。次、その下です。左にクリップ留めしている資料ですが、資料 4、生野区の都市景観資源の審査結果について。次、資料 5、淀川区の都市景観資源の審査結果について。参考資料 4、大阪市都市景観委員会運営要綱。参考資料 5、都市景観資源検討部会の今後の進め方について。そして、最後に参考資料 6、都市景観資源検討部会運営要綱となっております。また、次第のコメ印につきましては、委員限り資料となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが、お手元の資料で不足がございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、これからの議事進行につきましては、澤木委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○澤木委員長

皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただき、ありがとうございます。第 45 回になりますけれども、大阪市都市景観委員会の審議を始めていきたいと思っております。議事に入ります前に、本委員会運営要綱 3 の（3）に基づきまして、議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。本日は、嘉名委員と下村委員のお二人にお願いしたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事次第に従いまして、２の議題に入っていきたいと思いますが、本日は、大きくは二つございます。一つが、ずっと検討を続けております、今後の景観施策のあり方についてです。二つ目が、都市景観資源検討部会で御検討をいただいております生野区と淀川区の都市景観資源の審査結果について御審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の今後の景観施策のあり方について、後で説明があると思いますが、資料１に今回の主な論点ということで、（１）から（４）まで挙げていただいております。これまで、景観形成の取り組みの方向性として、施策の体系をいろいろ再構築してまいりましたが、これでいいのかどうかを見ていただきたい。それから、二つ目として、景観計画区域を細分化しながら景観誘導していこうという議論になっていきますけれど、その中身について、議論いただきたいということです。それから、（３）として区域内の重点的な景観誘導について、重点届出区域ですとか、景観形成基準、景観重要公共施設、こういったところの御意見を伺いたいと思います。それから、４番目としましては、今後の景観施策のあり方についてということで、この委員会から答申という形で取りまとめようと思っておりますが、これについて試案を出していただいておりますので御意見賜りたいと思っております。

それでは、資料に基づきまして、事務局のほうから、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

資料説明

○澤木委員長

ありがとうございました。事務局より今後の景観施策のあり方について、資料２を中心に御説明いただきました。これにつきまして、資料１にあります論点四つ、資料２については（３）まで、この順番に御意見を伺っていこうと思いますが、論点１に入る前に、３３ページに至るまで資料２の目次で見ますと、１ページにある景観施策検討の枠組み、それから、２ページ、施策検討の背景、第１章ですね。それから、４ページから第２章の景観の現況と特性課題を把握していただいた部分、それから、３章の景観施策の概要とその施策の課題を整理していただいた部分ですね。３１ページまでですか。このあたりと、あと、３２ページの４章、今後の景観形成の目標と基本方針という大きなタイトルのあたりです。こ

こまでは、これまでの検討に基づいて補強や整理をしていただいた部分かと思います。大きくは22ページに景観形成の課題を前回御意見をいただいてまとめた部分がございますけれども、最初に、この32ページまでのところで、御質問や御意見があれば伺っておいて、その後、33ページの5章ですね。今日、御議論いただきたい部分を資料1に従って議論していきたいと思いますが、32ページまでで何かお気づきの点はございますでしょうか。

長町委員をお願いします。

○長町委員

1ページの全体の枠組みの中に夜間景観の形成について、景観形成の課題の項目、もしくは、取り組みの方向性のところにぜひとも盛り込んでいただけたらと思います。過去の景観のガイドライン、あるいは、いろんな取り決めの中に夜間景観は盛り込まれていなかった時代的なものがあるって、世界の大都市では、夜間景観はいろんな意味で非常に大事に、上位項目として置かれているのが現状です。今は、にぎわい景観に夜間景観の誘導を図るべきと書いてあるんですが、それももちろんですけど、むしろ、例えば、歴史景観に対して適切な夜間景観とか、あるいは、水辺景観に対して適切な夜間景観というように、大きく全体にかかってくるものなので、ぜひ、上位概念で記入していただくことを改めてお願いいたします。

○澤木委員長

事務局どうぞ。

○事務局

御意見ありがとうございます。事務局でまだ夜間景観の検討が不足していると思いますので、今後検討いたしまして、盛り込めるようにしていきたいと考えております。

○澤木委員長

これは1ページの表だけではなくて、32ページまでの文章の中でもしっかりと位置づけていただければと思います。ここは紙面の関係があるので、どこまで具体的に表現できるのかというのはありますけれども、1ページは委員会資料という位置づけで、ここで議論していく上での見取り図を示しているというものなので。

そのほか、いかがでしょうか。

じゃ、岡田委員どうぞ。

○岡田委員

明確にまとめていただき、ありがとうございました。

32ページと33ページの基本方針との関係というか、概念整理についてコメントですが、32ページ右側の基本方針で三つの柱があるとして、その次の33ページの景観施策の体系の上位の3項目がそれに対応しているんですね。ですので、1番と2番に関しては、32ページと言葉を完璧に合わせていますので、3番も合せたほうがいいと、これが一つですね。

それと、この33ページ右下の図が非常にわかりやすいと思うんですが、この三つは、基本方針を掲げて、それを体系化されていて、では、ついてくる二つはどういうものかということですが、市民の意識を啓発するというのは、基本方針を実現するための、市民の気持ちの問題、原動力みたいなことですよね。それから、5番目はいわゆる専門家を巻き込んでいく、これは手法の話だと思うんです。ですので、色分けはされてるんですけど、最初に基本方針がきて、それを下支え、あるいは、応援するものという位置づけで4番と5番があるという、これが全体の構成の中で見えてくると、概念が非常に明確になると思ったんですが。いかがでしょうか。

○事務局

私どもも、委員と同じ認識で御説明させていただきましたけど、ただ、資料だけ見ると言葉が揃ってないところや、御指摘の点も含めて、もう少しわかりやすくできると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。次の論点1にも入っていると思いますけれど、この33ページの右下の図が5個横並びになっていますけど、下の二つは、4番目は下から支えるとか、5番目は横から入るとか、そういう形で。この33ページの左上の冒頭の文章で位置づけが要るのと、これは委員会資料なので、参考資料の2のような形に直されていくと思うけれど、位置づけを明確化されたらいいという御意見だと思います。

32ページまではとりあえず、よろしいでしょうか。また、戻って関係するところがあれば、御意見いただくということで。

はい、どうぞ、事務局。

○事務局

先ほど、長町先生から御指摘いただきました夜間景観ですけれども、整理の仕方と考え方について確認させていただきたいんですが、景観というのは昼間の景観と夜間景観が両

輪であって、その二つを両輪にしながら、この３３ページの考え方が正しければ、こういう項目について施策を進めていくという前提で整理させていただくということによろしいでしょうか。

○長町委員

おっしゃることは十分理解しておりまして、昼間の景観について出されている方針については全く問題なく了解しているんです。昼間だけをやってきたのが今日までで、その昼間の施策を打ち出していっている、街路やそれぞれのエリアに、夜になると全然違うだめさがあるのが現状で、具体的に申しますと船場地区ですね。

船場地区は景観誘導の意識が高くていろんなことができてきたけれど、夜間景観に関しては、白いあかりが沢山ついて非常に前時代的な状態なのですが、どこにもそれを律する取り決めがなく、これはこの景観施策で方針を出すしかやりようがないと思うんです。

つまり昼間景観を大事にしているエリアでも街路でも、それに応じた夜間景観になっているかどうかは１番のポイントで、なっていないことが非常に多いので、ここに盛り込まないといけないと思う次第です。

○事務局

ありがとうございます。

○澤木委員長

ありがとうございました。

３１ページで施策全体の課題整理をされているんですが、後ろで広告物条例と連携という話が出てきたり、３０ページでも美観誘導制度のところで、条例と基準が違うといった課題出しをされているので、このページで、もう少し広告物との連携や行政的体系の整理とか、その辺に触れたらいいという意見です。今は、広告という文言が何も出てこないの、この中に入っているとは思いますがけれども。私からは１点だけです。

じゃ、加賀先生どうぞ。

○加賀委員

３２ページの基本方針のところです。②は地域の特性を活かした景観の形成ということで、四つの項目を書いているんですけど、考え方として、例えば、多様な印象がある景観こそが大阪らしい景観であるとか、こういうことを大阪の場合は考えないといけないというのを１文入れて、四つの項目を置くことも御検討いただければと思います。

○澤木委員長

わかりました。もう少しわかりやすい説明を追加したほうがいいという御意見、ありがとうございます。

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。

○澤木委員長

それでは、ここで一旦、32ページまでは置かせていただいて、33ページ以降のところの論点に従って御意見いただきたいと思います。先ほど、岡田委員から、整理の仕方について御意見いただきましたけど、33ページの景観施策の体系につきまして、5本の柱という形が適切かどうかとか、足りないところはないかとか、そういった御意見がありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

じゃ、下村委員お願いします。

○下村委員

岡田委員の御意見、そのとおりだと思います。私も下二つは、推進体制だとか切り分けて記載しておいたほうがわかりやすいと思うんです。施策イメージとか、規制誘導、指導等々については上三つであって、それを担うべきバックボーンとなる体制づくりだと思いますので、推進体制ぐらいの記載があったらいいんじゃないかという意見です。

○澤木委員長

ありがとうございます。そのほかの御意見、いかがでしょうか。

嘉名委員どうぞ。

○嘉名委員長代理

大きな話は二つで、33ページ、もしくは、その後にも書かれていますが、先ほどから出ている地域主導の景観まちづくりの支援というところです。地域のまちづくりの中で景観を考えていくことは、実際にたくさんの地域でされているし、HOPEゾーンも含めて制度で運用されているものもある。あるいは、グランフロント大阪みたいなタイプもあるし、色々なやり方をされていると思うんですけど、それを建築協定ないしは景観協定に引き上げていく、任意のものとそういう制度の間のハードルが高いところはあって、かなり躊躇されている団体さんが多いと。

それは、後ほど議論になるかもしれませんが、屋外広告物との関係もあって、行政が取り締まる感じでやっていこうとすると、人員を10倍にしても足りないので、自主的に地

域でコントロールしていただく枠組みをどうつくっていくかはとても重要だし、スマートだと思いませんか。そこは、インセンティブも含めて記述いただいているので、非常にいいと思うんですが、そのこととは別に、先ほど長町委員からもお話があった夜間景観なんかは、光のまちづくり委員会があって、そこでガイドラインをつくろうとされている。つまり、官民の連携の中でテーマ性を持たせて景観を考えていく枠組みがありますよね。それを何か認定するとか、施策に位置づけることがあっていい気はするんです。要は、官民連携でつくったルールで、基本的な運用は民間中心でやっていただくので、行政は認定するぐらいの枠組みなんだけれども、それをするだけで、民間や地域はかなりやりやすくなると思うので、制度的に課題はあるから研究は必要だと思いますけど、そのあたりの記述や検討を強化していただきたいというのが1点。

それから、もう一つが、これは答申には直接影響しないと思うんですが、景観計画区域の細分化をする場合、範囲指定をどうするか、技術的にはかなり難しい問題になると思っています。運用指針を見る限りは、2, 500分の1の図面に線が載っているほうが望ましいと書いてある。望ましいなので、書かなくてもいいという解釈もできるけれども、34ページの図面は、これまで何度も議論してきているので、大枠は違和感はないけれども、実際の制度として運用するときに、明確に境界線を引くのかどうかを含めて、研究の余地があると思いますし、実務上はすごく難しい部分があると思っています。

このあたり事務局の、現段階での考えがあれば教えていただきたいと思います。
以上です。

○澤木委員長

ありがとうございます。

2点目は次の論点2に入っていますけれども、事務局、いかがでしょうか。

○事務局

まず一つ目の地域主導ですね。あるいは、エリマネとの関係ですけれども、今日の説明には入れていませんでしたが、地域ルールを認定していくという話については、前回も示させていただきまして、仕組みは一定考えております。ただ、本当にそれに地域が乗ってやっていけるのか、乗っかるまでの支援とか、あとは発掘といったところは別途しっかり考えて、また、ルールをつくっても使われないということではだめだと思いますので、つくったからいいということではなくて、いろいろな事を考えながら進めていかなければならないと思っています。

エリマネにつきましては、まだ完全に民間でというわけではなく、例えば、御堂筋については、デザインコントロールや広告物も含めて、一部、官民連携してやっているところがございます。そういうところも、並行して取り組んでいく必要はあると思います。仕組みをつくるとなると、走りながらつくっていくところもあると思いますので、ここに書くかどうかはわかりませんが、その辺も含めて、今後検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○澤木委員長

ありがとうございます。

関連して、私の感想ですけども、景観委員会なので、景観中心に地域主導の仕組みやお墨つきみたいな方法はないかという意見が出ているんですけども、実際には、地域では景観だけじゃなくて、まちづくり全般に取り組まれていくと思うんです。私は宝塚市の都市計画審議会の委員もしていますが、宝塚市だと地区計画と景観地区みたいな地域指定、条例で指定するものと2本柱があって、その下にどちらも法や条例で縛らない住民合意のまちづくりルールでもう少し細かいところをつくって、その両方で地域の環境をよくしていくという3本柱でやっているんですけど、そういう、景観だけじゃなくて、まちづくり全般との連携の中で、地域主導でルールづくりをしていくときに、どんな設計で、どこは法や条例で担保してと、整理しながら考えていくといいと思いました。これは私の意見ですけども。

それで33ページの体系につきましては、岡田委員と下村委員からあったように、4番、5番あたりの整理が必要だと思うんですけど、岡田委員の意見にあった、この32ページの③、市民や事業者との協働による景観形成の推進という、この基本方針の3番目の柱に（3）のタイトルを合わせますと、ここに書いてある（3）と（4）あるいは、（5）の2）までは基本方針の③に含まれる項目ではないかと思うんです。その辺、整理していただいて、33ページの（3）は地域主導を強く意識して、市民の場合も事業者の場合も両方ありますけれども、地域主導で景観づくりをしていただくという柱で、4番は、市民や事業者全般に広く景観について意識を持っていただく、これも市民や事業者と協働でやっていくベースになると思うので③の範疇かなと思うんです。（5）は専門家と連携したというタイトルですけど、景観協議会は地域で協議会をつくってという話もあるかもしれませんが、景観整備機構も民間活力を活用しながら都市景観資源の活用や重要建造物・樹木の管理といった、具体的な景観形成の推進に寄与する取り組みについてという、民間の事

業者側の働きとすれば、このあたりまでは、包含して整理できるんじゃないかと思いました。５の３）だけは、市の施策の中でのこの委員会や専門家の位置づけで、市民、事業者との協働という点とは性格が違うので、先ほど下村先生がおっしゃった推進体制みたいな要素なんですけど、ほかを少し整理すれば、３本の柱になるかと思いますので、次回までに検討いただければと思います。この辺はすっきりとわかりやすいほうが伝わりやすいと思います。

○阿部委員

今の点よろしいですか。

○澤木委員長

どうぞ。阿部委員。

○阿部委員

３２ページですけれども、基本方針の１、２は目標で、３というのは手法ですよ、どちらかという。そもそも、この大都市としての風格と～という、これが一番上位目標としてあって、その上位目標を分割した場合に、市域全域でということと、地域の特性という二つの下位目標に分けられますよと。その３の協働というのは、目標を実現するための手法だと思うんです。それに対して、３３ページは何かというと、これは全部、目標実現するための手法というか施策であって、その中に市が単独でやっていく取り組みと、市民や事業者を巻き込んでやっていく取り組み、専門家を巻き込んでやっていく取り組みといろんなものがある訳ですけれども、目標に関する議論と手法に関する議論が混在しているからわかりにくいのかなという気がします。そこを整理するとすっきりするという気がいたします。

○澤木委員長

ありがとうございます。３２ページでも①、②、③。③が現行に、あえて加えていただいている基本方針の柱なんですけども、その位置づけを明確にさせていただいて、その関連で３３ページも整理していけばいいのかなと。気持ちとしては③は手法なんだけれど、協働できている状態という、活動の状態を目標にしたいんだと思うんですよ。

○嘉名委員長代理

でも、エリア概念も含まれていると思うんです。平野郷とかそういう概念、あるいは、先ほどの光といったテーマ性みたいなものも含まれている。エリア概念が全くないわけではないんですよ。だからやっぱり３層のレイヤーみたいな考え方はベースにあると思いま

す。今回は３層レイヤーみたいな考え方が大きく景観の考え方としてあるので、それに合わせて記述していただいて、それを下支えするような枠組みも要りますというたてつけで考えるのが一番わかりやすいかなと思います。

○澤木委員長

ありがとうございました。少し整理いただいたらと思います。③だけ「推進」ってついているんですけど、景観形成で終わってもいいかもしれません。推進とつくると余計に阿部先生の言われた印象を持たれますよね。

また、御意見ありましたら、３３ページ以前もいただくとして、３４ページ以降ですね、少し細かい話も出てまいります。資料１の論点２は景観計画区域の細分化による景観誘導についてというところで、４１ページぐらいまで、この辺りでお気づきの点、資料１のペーパーにもこれについて記載がございます。実際の景観形成基準は継続審議と括弧で書いてあるように、本年度のあり方の答申が終わった後、次年度以降もこの委員会で具体的な細かいところについて御審議いただく話になっていくと思いますが、御意見、御質問、どこからでも結構です。お願いしたいと思います。

ここは、特に大規模建築物に対しての景観誘導が中心に置かれるところになると思いますけれども。いかがでしょうか。

どうぞ。

○嘉名委員長代理

大枠の記述については、全然異論はないんですけど、細かいところでは、例えば、先ほど、長町委員がおっしゃった夜景の話、１つずつ書いたほうがいいと思いますし、あと、臨海ゾーンでいうと、港湾施設と物流施設と、それから、大規模焼却施設みたいなものが共存するエリアですから、周辺にどんな施設があるのか考えて景観形成していただきたいという。つまり、全体のエリア方針はあるけれど、その計画地の横や周りに何があるのか配慮して景観を考えてほしいといったことが、特に臨海部はよく見えるので必要かなと。やっぱり地域特性に合わせて、要注意だと思うものに記述を強化する面があってもいい気はします。これはまだまだこれからという部分だと思っています。以上です。

○澤木委員長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。今のは、例えば、臨海ゾーンの基本目標あたりにそういった視点を。

○嘉名委員長代理

はい、そうです。

○澤木委員長

1 本立てていただければという御意見ですね。37ページになりますけれども。

どうぞ、長町委員。

○長町委員

今の嘉名先生のお話と同じなんですが、特に、この都心ゾーンですね。夜間景観の記述をぜひともお願いします。

○澤木委員長

ありがとうございます。都心の35ページの下の方でいろいろ吹き出しをつくっていますが、新大阪とか阿倍野、天王寺の辺りが何も書いていないのは、これから書くという理解でいいんでしょうか。色だけ塗ってあるエリアとか。

どうぞ、事務局。

○事務局

率直に言いますと、最初に19ページで事務局が景観構造ですというような説明をし、34ページも景観構造ですという説明があり、その後、今後、また議論していただきますけれど、重点届出区域があって、そういう整理をするに当たって、この34ページの絵と考え方は一番肝になるところだと思うんですけども、そこが今、うまく整理できていない気はします。特に、このエリアごとの、今、阿倍野がないという御指摘のあった、この小さな抜き出しですね、特徴的な抜き出しというのは一体何を意味しているのかと。もちろん、注意事項としては重要なことですが、これがこの後に出てくる重点届出区域の基準とどうつながっているのか、あるいは、重点届出区域の選定と、このエリアの丸囲いとがどういう関係になっているのか。このあたりはまだ整理ができてないところもございます。ですから、そういうところも含めて御意見をいただくと、ありがたく思います。

○澤木委員長

わかりました。これは今、委員会資料なので、前から順番に論理的に施策を組み立てていって、景観計画区域にいく流れになってますけど、できてしまえば、この35ページとか36ページの、今おっしゃった下の図の抜き出しっていうのは、景観計画区域の中の重点でやる部分は、前が出てきてもいいわけですよ。結果物としては。今は議論の途中なので、いろんな要素を挙げて、この中から絞ろうという論点になってますけど、最終的な

計画では、後ろに出てくる重点的な景観誘導する区域や方針がここにちゃんと出ていて、それ以外のところにこんな特徴の場所があるみたいな、差別化して書くやり方はあると思いますので、最後に整理できるのかなという印象は持ちますけど。

○嘉名委員長代理

今の澤木先生の話に関連してということですので、お先に。

今の小さい丸は確かに悩ましいんですが、やっぱりポイントではあると。大阪の顔になるようなものとか、風致や、そういう地域制緑地がかかっているタイプとか、再開発や面的なまちづくりをしたところとか。それから、HOPEゾーンも含めまちづくりの実態があるタイプでしょうか。そういう幾つかの特徴に整理できるのかな。いずれにしても、大阪の景観として特徴があるタイプなんですけれど、イコール重点届出区域になるかという、必ずしもそうではなくて、先ほどお話ししたような地域主導の認定ルールで回していくところも結構出てくる、出口は多分違うと思うんです。だから、最終、澤木委員長がおっしゃるように仕上がりれば、地域認定ルールと丸のつけ方を分けるとか、整理はつくような気はします。

○澤木委員長

はい。

加賀先生、どうぞ。

○加賀委員

関連なんですけれども、34ページの特徴的なエリアでピックアップされているところと、20ページで特徴的な景観のテーマということで、幾つか地域を分けて、そこから、テーマの分類をされているんですけど、ここからの抽出の部分が抜けているのかなと思ったんですが、これは、基本的にはこの20ページで挙げているエリアの中で、大規模建築物の対象とする地域をピックアップしているという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○澤木委員長

いかがでしょうか、事務局。

○事務局

大規模だからということは考えてなくて、基本的には20ページの表に挙げている特徴的な景観を持つエリアについては、本当は34ページに全部載ってくると思っています。その中で、どの程度特徴的な景観を持っているかということも当然あると思うんですが、

そこは引き続き、整理して、本当は全部載ってくると思っています。

○澤木委員長

今の加賀先生の御質問で、私もそうなのかと思ったんですけど、34ページの整理の仕方（1）が景観特性に応じた大規模建築物の景観誘導で、大規模建築物に限定して見えるんですけど、ここはどちらかというと、景観計画区域を細分化して、ゾーンごとに景観形成の基本目標と方針を定めるっていう、もう一つ上位の目的があって、その中で大規模建築物については、景観形成基準等で届出してもらっている、大規模建築物はその一部にすぎないという理解でいいんですかね。そうするとタイトルを変えないと、誤解を招くのかなというところで、そういう意味では、大規模建築物が建つ場所という抽出ではなくて、大阪市域全域を見て色分けをして、それぞれの方針をゾーンごとに示すという意図でこの（1）、34ページからということで議論いただいたほうがいいと思います。

下村委員。

○下村委員

今の御指摘が19ページ、20ページのところで、景観構造図がどうやって出てきたのか、地形であるとか、そこでの取り組みであるとか、全てが絡んでそれがオーバーレイして、この景観構造図が出てきたっていうストーリーになっているんですね。それをもとに20ページではテーマごとに分けて、地域別に表現していく考え方が出ているのが34で、何が言いたいかというと、20ページで分かれている、水と緑とか、歴史・文化が34ページではゾーンごとに区分されて、ゾーンごとの歴史とかにぎわいというものがここでは加味されていないので、わかりにくくなっていると思うんです。例えば、上町台地のゾーンでも、場所によってイメージは違いますし、都心ゾーンは一緒となったときに排除する内容が若干変わってくる可能性もありますし、この34ページに書かれている地域がどういう地域か、歴史を大切にしたい地域とか、歴史とにぎわいをどう融合させなければならないのかっていうふうな、そういう解析図がこの34ページに応じて要るんじゃないかというのが意見です。

○嘉名委員長代理

確かに、順番は整理しないといけないと思うんですけど、この34ページの図は、目次構成的な意味合いもあって、先ほど議論にもありましたけど、この小さい丸は、重点届出区域であろうものとも考えられるし、あるいは、河川なんかも重点届出区域になるんですかね。美観誘導の路線もそうですよね。するかどうかは、まだこれからでしょうけど、基

本的には、そういうものですよ。

○事務局

例えば、中之島だったら、中之島を重点届出区域にして、それを囲んでいる河川を景観重要公共施設に。

○嘉名委員長代理

そうですね。ですから、この34ページの図っていうのは、いわゆる市域全域の景観計画区域をまず幾つかに大きく分けたものがベースのレイアウトとしてあります。その上に重点届出区域という方法を使うんでしょうけど、幾つかのものが乗っていく。さらに、地域別のものが乗ってきて、その3段重ねで先ほどの景観構造図の体系に合ってくる。だから、その関係が見えるようなたてつけになってないと非常にわかりにくい。こっちはどちらかというと、制度ベースで並べているんで、それはそれで行政的には理解しやすいのかもしれませんが、そこで順番や構成が変わるんなら、頭の部分で少し整理しておかないといけないと思いますけど。

○長町委員

今の嘉名先生のお話とレイヤーするんですが、例えば、大規模建築物の届出は民の誘導ですけど、緑や光は公なんですね。緑の整備は民間がまちの中でやることはないので、光も一番問題が起きているのは公共道路照明とか公園照明で、まさに、民じゃないわけです。なので、官民の話を複合して解決しなければいけない状況が34ページからの各エリアごとの図に載っていて、民のほうは誘導していく、公共のほうは方針を出して、各部局についてきてもらうってことだと思いますので、今のレイヤーが、そのように複層化するのが、みえるといいと思うんです。

○澤木委員長

ありがとうございます。34ページがその目次とすれば、35ページ以降にもう少しいろいろなレイヤーが書かれてないと、並列で引き出して書いてあるだけみたいな感じになるということですね。

いろいろ御意見いただきましたので、宿題として、検討いただくことになると思います。

○事務局

はい、わかりやすくできるように頑張ります。

この35、36、37ページあたりは、まだ悩んでいるところです。都心部も一緒なのかというお話がありましたけれども、一応、3つに分けているんです。大阪駅のあたりと

船場のあたり、それから長堀通から南。一応線は入れているんですけど、分けているだけなので、この辺の構造をどうするか、これから勉強していきたいと思っています。

○澤木委員長

はい、ありがとうございます。

じゃあ、山納委員どうぞ。

○山納委員

36ページの、上町台地ゾーンを見ていただきたいんですが、大体最後の述語が形成するか、創出するになっているんですが、この間阿倍野を歩いてすごく思ったのが、戦前の長屋が残っていて、それが修景されて住んでいていい感じだというように思って、大家さんが売るとか、住むのをやめるとなると、多分なくなるんだろうと。創出するとか、形成するという言葉では表現しきれない、私権の制限みたいなことだと思うんですけど、そういう場所に愛着を持って住むということをやらないと、守れないということと、天王寺の駅前にはどうやら大規模小売店が建つらしいと。これは景観に十分配慮して建ててくれないと困るという話が、どちらも景観の問題なんだろうと。これは、誰とどう戦うのかみたいな考え方があって、さっきの大規模の建築物と、こういう歴史的な建築物というのは、どうも戦い方というか、対処の仕方が違って来る、その整理が何らかの表現で要るのかなと思いました。

○澤木委員長

はい、ありがとうございます。

じゃあ、橋寺委員、お願いします。

○橋寺委員

今の話と関連するかと思います。

確かに、その歴史を生かしたまちづくりというのは、新しい開発とは違って、それが書かれているところもありますが、ちょっと弱いかなと。重点地区や地域になるところ以外にもそういったものがあるエリアがあって、すごく書きにくいというか、表現しにくいので、難しいなと、これを見せていただいて思いました。

それと、ちょっと細かい話なんですけれども、42ページで、景観重要建造物とか樹木の指定で、先ほど長町委員が官と民という話で、こういう重要建造物にして守っていくものがあると思うんですけど、今、挙がっているのが、景観資源とか、まちなみ賞受賞建築物とか、近代建築物だけですけど時代も特定されているんですが、本当はもっと広いと

思うので、ここを歴史的建造物とか景観的に特色があるものにして、そういうもので、特定エリア内ではないけれど特色を出すのに意義のある、そういうものを見える形にしたほうがいいと思いました。

以上です。

○澤木委員長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

論点では、景観形成基準の見直し、61ページになります。継続審議のところもありますので、何かあればいただいておりますけれども、なければ、論点3の42ページの右側以降に進みたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、42ページの右側の(4)ですね。景観計画での重点届出区域の指定。この指定に基づいて、重点的に景観誘導していこうというところですが、42から43ページ以降。この辺につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

何で重点にするのかという、論拠があると思うんですが。

私が、これまでの制度というか、過去の制度との関わりで気になるのは、旧美観地区が重点届出区域に漏れなく入っているわけではないので、43ページに考え方があって、①から⑤、青字で書いてあるところがありますけど、漏れているところは、これにそぐわないから入れないという話なのか、旧美観地区であったのに、重点ではない理由をちゃんとと言えるようにしないといけないと思うんですが。

とりあえず、そんな意見を申します。

○事務局

今、御意見いただきました。

とりあえず、なぜここに入っているのか、なぜ入っていないのか、というところをきちんと説明できるようには当然しないといけないと思っています。

今のところは、先ほどもおっしゃられたように、まず建築美観誘導制度ですね。そこをやっていくという理解で。

○澤木委員長

徐々に重点届出区域を増やしていくような、イメージなんですか。あるいは現行法

でしっかりと守られているところはあえてここで指定しなくてもいいんじゃないかという。例えば大阪城公園のあたりは、そんなイメージがあるんでしょうかね。民間の開発はあんまり入らないんで。旧美観地区ですけども。

いかがでしょうか。

○嘉名委員長代理

私も、大阪城周辺とか旧美観地区の関係も気になっていたのと、あと感覚的には道頓堀が入っていてもとは思いますが、これはこれから増やしていくということなのかなと。基本的には現行制度を横滑りさせて、今後充実させていくということなのかなと思うんですが、そうはいいながら、重点届出区域にしていくときに、丁寧に考えないといけないことは、先ほど屋外広告物の話も出ましたが、クロスする所は出てきますよね。

○長町委員。

そうそう。

○嘉名委員長代理

交差するところ、川や道路とかですね、それから中之島だったら、中之島重点届出区域と美観誘導路線の交差するところの処理をどうするかっていうのは、相当丁寧に見て、見直すところは見直すと。基本的には横滑りでいいと思うけれども、見直すところは見直す、特に重点的にその交差する部分を丁寧にみないといけないという気がしています。

以上です。

○澤木委員長

何か、ございませんか。

今のは極端に言えば敷地単位のコントロールではなくて、道路面ごとに規制が変わる、そんなイメージですよ。

○事務局

中でも議論していたんですけど、重なる部分ですね、テクニカルな話かもしれないですけど、一部区間を抜くのかとか、そういった議論も本当はあるのかなと、今はまだ、大まかな線の引き方になってますけれども、そういった細かいところをどう処理していくのかというのは、当然やっていかないといけないと思ってます。

○澤木委員長

ありがとうございます。

どうぞ、事務局。

○事務局

今、重点届出区域をこれくらいの絵でしか入れていないんですけど、今日論点に出させていただいたのは、冒頭の嘉名先生がおっしゃった、都市計画や景観協定、建築協定とか、かなりリジットな部分と、そうでなく、もう少し緩やかなルールという。重点届出区域を指定すると景観形成基準が定まるので、ある程度リジットな基準ができるんですけど。じゃあ翻って、何がその景観形成の基準になっていくかというのと、35ページとか36ページに書いてある記述ぐらいで、地域のルールを考えてもらって、建物誘導していくぐらいしかないので、重点届出区域をどの程度でスタートさせるのか、先ほどおっしゃった、旧美観地区の中でもここは最初から入れていくべきだとか、その辺り、具体的な御指摘があったら、事務局も、どんな指定基準が定められるかは少し勉強しないといけないですけど、御意見いただくとありがたいなと思っております。

○澤木委員長

いかがでしょうか。

重点届出区域の具体的な行為の制限のイメージは62ページ以降に、一応例示をされていて、現行のものに対してさらに青い水色で書いているところを具体化したり、定量的な基準を入れたりしているイメージは出されていますけれども、今おっしゃったように、これ以外の地区を入れていく場合には、違う視点の基準の立て方みたいなものもあるかもしれませんし、長町委員のおっしゃってる夜間景観という点で、こういった現行のものでうまくはまってしまうのかという部分とか、61ページ、62ページ以降のテクニカルな部分は、これからの継続審議となると思いますが、今の時点で御意見あれば出していただいで。

下村委員。

○下村委員

重点届出区域の中で、先ほどから議論に出ていましたように、風致がかかっているところは、風致でいくので今回景観はもういいということではなくて、風致を解除されてきているところをもう一回景観でかけていくのかとか、難しいかもしれませんが、上町台地、寺町あたりで、風致はかかってないけれど、都市公園の計画決定をして担保してる場所もあるわけですね。そういうところで、ダブルでかけていくことも考えていいんじゃないかな。例えば、帝塚山とか。

ここに挙げておられる大阪城から上町台地で、重点というか、34ページで点線で書か

れているような特徴的なエリアっていうのは、風致でいけるところもあれば、解除されてきている歴史もありますので、そういうところは、担保する必要があるかかけていく。そのかわり住宅地ですので、百坪宅地は大分少なくなっていますし、そういう中で、どの制度でいくのか、風致でもいいんですけど、景観的にも何かかけていくとなれば、先ほどの敷地規模の基準が変わってきますので、新たな基準値っていうか標準値みたいなものを求めていくのは、厄介なんですけど、こういう都市的土地利用のみならず、住宅系のところも、少し配慮いただけたらと感じました。

○澤木委員長

長町委員、どうぞ。

○長町委員

61ページ以降の細かい基準は、これから詰めていかれると思うんですけど、照明設備という項目を入れていただいて。照明は、届け出る必要があるかどうかでいくと、ない場合も多分にあると思うんですが、色彩の基準があるならあかりはもっと簡単なので、ぜひ、御検討いただきたいと思います。それに伴って、62ページの下に夜間景観を書いているんですが、護岸や橋梁の良好なライトアップは、現在、大阪市で取り組んでいる非常に日本でも胸を張ってよい施策なんですけれども、これは一番トップの話で、大事な日常的な景観の、公園や道路のエリアごとの照明のあるべき姿っていう話は、また別なので。それを盛り込めるように、景観施策の中で指し示して知っていただくと、他部局で業務が発生したときにこのエリアはこうだということを踏まえた動きになっていくと思うんで、届出対象っていう項目じゃないのかもしれませんが、官民の区分けを整理していただいて、お願いできたらと思います。

○澤木委員長

はい、ありがとうございます。

エリア的には、この42ページって都心部が書かれているんですけども、これまで美観誘導とかで、頑張ってきた場所だけじゃなくて、これから新しく景観形成していく地区ですね、中之島なんかは入ってるんですけど、先ほど嘉名先生が言及された臨海の、特に新しい方ですよ。コスモスクエアとか、夢洲とか、これからつくっていくあたりが入っていませんが、今後の候補というふうに考えていいでしょうかね。いかがでしょうか。

○事務局

そうですね、まずは、美観誘導というか都心部からという思いがございまして。臨海部

の景観誘導につきましては、連携というか、役割分担しながら、実施していきたいとは考えておるところです。

重点区域にするかどうかは、また、検討させていただければと思っております。

○澤木委員長

どうぞ。

都市空間創造室長。

○戸田都市空間創造室長

戸田でございます。

今の中の島エリアですね、これは本当にすばらしい景観ですけれども。剣先ですが、川口ですね。中之島のちょうど堂島川と土佐堀川のところで切れているんです。この川口、今は倉庫街になってるんですが、中之島の中は当然に間違いなくあるんだけれども、中之島ゲートも含めた、この川口の部分は今後、考えていただければいいと思っているところでございます。

○澤木委員長

ありがとうございます。

臨海部について、港湾局に来ていただいているんで。お願いします。

○田中港湾局営業推進室長

臨海部の話が出たので、資料でいいますと37ページに臨海部を書いているんですが。

御承知のように、在来臨海は、もともと江戸時代から明治までの埋め立てで、新臨海は昭和の大体30年、40年、50年ぐらいに埋め立てたエリアですので、我々は特性は2つあると思っています。新臨海は特にコスモスクエアを中心とした南港の地区ですとか、あるいは舞洲もそうですけど、まちづくり要綱を定めておりまして、その中で、周辺環境との調和とか、あるいは壁面後退ですね、5メートルを中心にして、広いところはコスモで10メートルくらい壁面後退しているというのと、臨海部は都心でも広大な土地がありますので、ゆったりとした敷地をつくっていただくよう規制をしているところなんです。また当然、もともと緑のないところですから、緑化は十分とっていただくよう規制をしているとともに、広告物等も大きさや個数を規制して誘導している状況です。要綱自体は制定したころから10年、20年経ってきているので、今ちょうど、都市計画局と一緒に見直しをしているところなんです。そういうまちづくり要綱で景観誘導をしていると思いますし、嘉

名先生がおっしゃいました、特徴的なエリアの出口は違うということですので、最初は都心でエリアをつくっていただいた後に、私どもも動きを見ながら、都市計画局と相談させていただこうと思っているところです。

1点だけ、同じ37ページで、築港等のところですけども、この2つ目で、細かいですけど、「より一層もてなしを感じられるような景観形成」っていうのは、これは嘉名先生よく御存じの、築港はホスピタリティを含めてもてなしをやっていらっしゃるんですけど、もてなしを感じられるような景観形成はなかなかやっていなくてですね、それよりも赤れんがの外観保存をした再生とか、あるいは今、100年くらい前にできた建物の再生をしているとか、そういう歴史的な位置づけのことをやっていますんで、そういう趣旨にしているだけたらいいかなと、事務局側にお願いしたいと思います。

○澤木委員長

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○嘉名委員長代理

先ほどから議論になっている、景観構造図っていうのが前にあって、34ページにそれを具体的な制度に落としこむとこんな形かなという絵があって、そういうこと言うと、今、出口がいろいろあって、重点届出区域として出口が想定されている、あるいは地域のルールを認定していくような出口で考える、あるいは景観計画区域の細分化でっていうことで考えると、宙に浮くものがあるんじゃないかというのを警戒していて、例えば景観構造図と、この34ページの図との関係で言うと、淀川の矢印がなくなっているとか、そもそも大和川はないのかというのもあったり、特に、流域系になるんでしょうかね、先ほど、大阪府さんから川口の話が出ましたが、安治川とか大川あるいは道頓堀川、このあたりは、将来的に重点届出区域にしていくということなのか、あるいは、出口が見えないところがあるような気がしていて、そこは整理がいるという気もしています。今すぐ全部入れるというつもりもなく。

○下村委員

嘉名先生の延長線上になるかと思うんですけど、海の御堂筋ということで、川口あたりも土地利用や建物用途、市民活動、いろいろ拾ってきていまして、倉庫群の景観と同時に、市民活動グループの景観形成なんかもしっかりとされてきていますので、そういうところを、先ほどの目標の最後のほうに書いてあるような、市民活動を拾い上げていくような制

度が今後導入されると、重点施策に書ける地域はたくさん出てくるわけですね。今後、そういうところも重点の中で考慮していただきたいと思いますし、20年、10何年前ですが、港湾地域で景観形成をどう考えていくかということをやった経験もありますので、それも参考にしながら、景観地域の指定に向けて、ゾーンをどう増やしていくのかという戦略も、どこかで持っておいていただけたらと思います。

以上です。

○澤木委員長

ありがとうございます。

まだいろいろ御意見はあろうかと思いますが、景観資源の審議もございますので、先に進めさせていただきたいと思います。

論点の4番で、参考資料2や資料3にございますとりまとめ案ですが、これに関して御意見あればいただきたいと思います。参考資料の中の文言表現なんかは持ち帰って読んでいただいて、次回以降の審議のときに御意見をいただければと思います。今日の資料2の議論の中でまた表現が変わっていくと思いますが、とりまとめ案、骨子、目次にあるような章の構成、大体この資料2の構成を踏襲して、方針の柱なんかをあわせていただけてますけど、こんなまとめ方になるというところに関して何か御質問、御意見ありましたら、お願いしたいんですが、いかがでしょうか。

これは、委員会の答申としてこういう形で文章的に出しますけれども、景観計画は資料2をイメージしたような形で、もっとビジュアルにつくられるということでもいいですね。

○事務局

そのとおりです。

今、委員長がおっしゃいました、今日の御議論を受けて資料2の構成が変わるところもありますので、当然それについてはこの資料3、あるいは参考資料2についても、変わっていくことになります。

○澤木委員長

特に、御意見がなければこの方向で取りまとめを精査させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議論がどのくらいの時間になるかわかりませんので。2つ目の議題に行きたいと思いますが、資料2につきましてはまだお気づきの点いろいろあると思いますので、委員会が終わってからでも結構ですから、御意見ありましたら、事務局に何らか

の形でお伝えいただければと思います。

それでは、2つ目の議題で、都市景観資源検討部会における都市景観資源（生野区・淀川区）の審査結果について、御審議いただきたいと思います。

この都市景観資源の審査につきましては、部会にお願いしておりますけれども、結果について、事務局から御報告いただけますでしょうか。

○事務局

では、都市景観資源の審査結果につきまして、説明させていただきます。

都市景観資源の審査につきましては、参考資料の5にも示しておりますとおり、今年度から部会を中心に進めることになりました。部会長に下村委員、その他部会委員として岡田委員、田中委員、橋寺委員にお願いしております。

まずは、生野区の審査結果から御説明させていただきます。資料4、生野区の都市景観資源の審査結果についてをご覧ください。

生野区につきましては、生野区役所が昨年8月1日から9月1日にかけて募集を行い、応募が29通、内容に重複がございましたので、応募件数としては23件ございました。生野区役所から23件全件の推薦をいただきまして、7月1日と8日に現地調査を行いました。現地調査では部会委員に加えまして、委員会から山納委員にご参加いただき、現地調査での評価、コメント等を踏まえまして、8月21日に審査を行いました。

審査結果につきましては下のほうに記載しておりますが、認知性、美観性、地域性、歴史・文化性といった評価基準をもとに都市景観資源としてふさわしいかどうかを御審議いただきまして、結果、18件について都市景観資源の最終候補にすることになりました。

物件番号1番から順番に簡単に御説明させていただきます。前のパワーポイントをご覧ください。

なお、公開することで、個人や法人の権利、利益を害するおそれがあるものにつきましては、参考資料4の大阪市都市景観委員会運営要綱2の（1）アの②③のとおり、物件名称を省略させていただいております。

まず、1番目、御勝山古墳ですけども、文化的、歴史的また地域性でも優れているということで、候補としております。

次②、ナンバー2ですけども、俊徳街道道標2基と西俊徳地藏堂、これにつきましては、資源として十分価値を有していると、また登録によって認知性を深めるということもありますので、こちらも候補としております。

次、ナンバー３、舍利尊勝寺につきましては、文化的、歴史的、また地域性も優れているということで候補としております。

次、４番、中高野街道沿いの家並みですけれども、こちらも文化的、歴史的な価値もあり、また地域にもよく知られているということから、候補対象としております。

５番、こちらは平野川分水路改修の碑ですけれども、こちらにつきましては、歴史性には、水防という意味で価値はあるんですけれども、美観性に欠けるということで、候補対象外とさせていただきます。

次６、横野神社蹟ですけれども、こちらにつきましては文化的、歴史的な価値も含めて地域にもよく知られているということで、候補対象としております。

７番、平野川分水路上流景観、こちらはナンバー４と場所が近いんですけれども、美観性に欠けるということで、対象外としております。

次８、楠正長史跡公園、こちらは地域のシンボルとなっており、景観資源として適切ということで、候補対象としております。

次ナンバー９、平野川の自然的景観、こちら都会の中にある河川として、一定自然的な景観が伺える、また地域性も優れているということで、候補対象としております。

続きまして、１０番ですけれども、鶴橋商店街につきましては歴史性もあり、また、地域らしさもよく出ているということで、候補対象としております。

次１１番、こちらは某河川のウォールペイントですけど、経年変化に対応するメンテナンスの問題があったり、鮮やかな色彩が多用されているということで、候補対象外となっております。

次１２番、猪飼野新橋につきましては、景観的に優れていると評価できないということで、対象外となっております。

１３番、翠岩さん墓所と頌徳碑ですけれども、小学校の教材となるなど、地域性も非常に高く景観資源として適切ということで、候補対象としております。

次１４番ですけれども、源ヶ橋温泉、こちらも地域のランドマークとして特色ある景観を呈しているということから、対象としております。

１５番、鶴橋地域に残る旧家の家並み、ということで、旧集落の歴史性を伝える家並みとなっているということで、候補対象としております。

次１６番、某お寺ですけれども、こちらにつきましては、外部から本殿が視認できず、地域景観を形成しているとは言い難いことから、対象外としております。

次17番、彌榮神社ですけれども、古来から地域の集落の中心であったことが伺え、文化的、歴史的な価値もあるということから対象としております。

次18番、御幸森天神宮、こちらについては由緒ある社であり、強い地域性がある、また緑豊かで貴重な文化遺産ということで対象としております。

次19番、安泉寺ですけれども、鐘楼門が非常に特徴的で、また周囲の街並みとあわせて評価できるということで、対象としております。

20番、つるのはし跡公園、歴史性、地域性があるということで、対象としております。

21番、旧猪飼野村にある旧家、O邸ですけれども、旧家の風情をよく伝えており、優れているということで候補対象としております。

22番、木村権右衛門邸跡の神木、こちらにつきましても歴史・文化的な背景があるということで、候補対象としております。

最後23番、コリアタウンですけれども、歴史的経緯もありまして、通りとしての風景は景観資源に値するということで、対象としております。

以上、生野区の都市景観資源の審査結果です。

続きまして、淀川区の審査結果につきまして御説明させていただきます。

資料5「淀川区の都市景観資源の審査結果について」をご覧ください。

淀川区につきましては、昨年9月1日から10日31日にかけて募集を行いまして、応募が5件ありました。淀川区役所から5件全件の推薦をいただき、7月13日に現地調査を行いました。現地調査では部会委員に加えまして、委員会から阿部委員にご参加いただき、現地調査での評価、コメント等を踏まえまして、8月21日に審査を行いました。審査結果は下に記載しておりますが、審議の結果、3件について都市景観資源の最終候補とすることになりました。

こちらのほうもパワーポイントのほうをご覧くださいと思います。

1番は、某操車場ですけれども、閉塞された空間にありまして、公的空間からの視認性に欠けるということで、対象外となっております。

2番、藻井生々堂につきましては、地域性、歴史・文化性があるということで、候補対象としております。

次3番、淀川河川敷につきましては、都市の中の貴重な水辺のオープンスペースとして、開放的で潤いのある景観を提供しているということで、対象としております。

4、某自動車教習所につきましては、地域性があるとは言えず、また美観性にも欠ける

ということで、対象外としております。

最後５番、タイムストーンズ４００につきましては、公共的空間である駅前広場のモニュメントとして象徴性があるため、景観資源の対象としております。

なお、最終候補として今回挙げさせていただきましたけども、部会のほうで判断しがたいものがあれば、この委員会での審議をお願いしていたところですけども、今回の生野区と淀川区の物件につきましては、全件、部会にて最終候補の選定まで行うことができました。

本日の委員会で御承認いただければ、今後、所有者への意向確認等、登録に向けた手続きを行いたいと考えております。

○澤木委員長

ありがとうございました。

こちらについては、部会の先生方ですね、下村部会長初め、岡田委員、田中委員、橋寺委員、それから参加いただいた山納委員と阿部委員にも、いろいろ御負担をおかけしてありがとうございました。先生方に実際に現地調査をしていただいて御審議いただき、今、御報告にありましたような候補の選定まで進めていただきました。

一応報告では、判断が悩ましい、委員会に上げる必要はなかったということですけども、何か部会長の下村先生から補足等ありますか。

○下村委員

淀川区の件数が少ないということに関しまして、実は淀川区がですね、歴史的な空間も含めた解説書を作成されている状況で、区民の方々からそちらにアップされているので、資源としてのエントリーはあまりなかったというのが、今回の少なかった原因の一つと聞いておりますので、そういうところもダブルでもいいので積極的に挙げていただくようなシステムが、今後求められるということが課題としてありました。

ほかは、特に問題なかったと思います。

○澤木委員長

ありがとうございました。

只今御報告いただきました、資料４、資料５の都市景観資源、生野区並びに淀川区に関する審査結果の案を提示いただきましたけれども、御審議いただいて、よろしければこれで承認という形をとりたいと思いますが。これに関しまして。御質問や御意見ございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

御質問、御意見なければ資料４、資料５の表で審議結果と示されております、丸がついてる物件ですね、生野区については２３件中１８件、淀川区につきましては５件中３件を都市景観資源という形で採択させていただいて、今後は実際の持ち主の方に登録について、意向確認等をしていただく形になると思いますけれど、これで御承認いただいてよろしいでしょうか。

特に異議なしということですので、原案どおり、承認いただいたということにしたいと思います。

一応議題が終わったんですが、景観のほうでもう一言、二言、御意見おありでしたら、挙手いただいて。

じゃあ加賀先生、せっかくですから。

○加賀委員

先ほどの、重点届出区域の考え方ですが、その他の候補エリアは、時系列でいうと、例えば何年後に候補エリアを考えていくのか、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○事務局

候補エリアについて、重点届出区域に指定して考えていくというところまでで、順番とかスケジュール感は、まだ事務局として持ち合わせておりません。

○加賀委員

わかりました。そうしましたら、例えば、大阪駅の南は今、開発が進んでいますけれども、デジタルサイネージとの関係とか、やはり大阪駅は、大阪の玄関口になるような景観的に重要な地点ですので、そういうものは例えば屋外広告物を景観的な配慮ができるような形に、都市景観として考えることが必要だと思います。そういう視点で、重点届出区域に入れるかどうか、また入れたとしてもどういうふうな形にするのかというのは、検討する必要があると思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。

事務局どうぞ。

○事務局

今、屋外広告物の話がでましたけれども、実は屋外広告物条例に関する業務というのは建設局でやっていて、景観については都市計画局でやっていると、これをどう摺り合わせ

ていくかというのは、非常に大きな課題になっていまして、建設局ともいろいろ打ち合わせをしているところです。

今日、建設局も来ていますんで、もし、何かあれば。

○澤木委員長

ぜひ。御発言いただければ。

○横山建設局路政課長

実はですね、屋外広告物条例の上位にある屋外広告物法で、景観計画との関係ということで、景観行政団体、簡単に言えば大阪市ですけども、そこが景観計画で広告物の行為の制限について定めると、それに即して当該屋外広告条例を定めるものとするという規定がございまして、当然、ここで御審議いただいて最終的に成案が出た暁には、屋外広告物条例につきましても、当局で所管しております屋外広告物審議会でもた先生方の御意見を聞いて、条例改正に及ぶという、手続上こういったことが必要になります。

ただ、そうなりますと、今の案には重点届出区域の景観形成基準ということで書いてあるんですが、条例ですとあくまで申請に対する許可になりますので、今まで一律でやっていたことを厳しくした場合に、これまでの内容では許可できず設置が認められないとなります。そうなった場合、当然既存不適格であるとか、あるいは、地域を指定する場合には、地元同意で、他の政令市もものすごく苦しんでおられるというのは聞いておりますので、特に大阪市内においては反発といたしますか、多種多様な御意見が多いのではなかろうかと思っています。そのあたりは都市計画局と我々と一緒になって話をしていかないと、この計画に即して条例を書いて、それで実効性が担保できるかどうか、いろんな面から検討していけないといけないと、建設局としては考えております。

以上です。

○澤木委員長

はい、ありがとうございました。

そのほか委員の方から追加でありましたら、よろしいでしょうか。

○嘉名委員長代理

今の話からして、景観整備機構には屋外広告物関係は入ってないですね、大阪市は。ぜひ入っていただくといいと思います。

○事務局

加賀委員からデジタルサイネージの御意見があったんですけども、昨年度デジタルサ

イネージにつきましては美観誘導路線で、梅田周辺と難波周辺をモデル地区に定めて、今、モデル実施しているところですので、今後、景観計画に落とすときにどうするのかという整理は必要だと思っていますので、また今後議論をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○澤木委員長

よろしゅうございますか。

それでは、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、これで閉会にしたいと思います。

一番目の議題の景観施策のあり方に関しましては、いろいろ御意見いただきましたので、事務局でまた検討を進めていただいて、審議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

○中西都市景観担当課長代理

どうもありがとうございました。本日は長時間熱心な御議論、また、多岐にわたる貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

今後とも委員の皆様方には御協力をよろしくお願いいたします。

次回ですけれども、本日の委員会でいただいた意見等を整理させていただきまして、1月下旬を目途に委員会を開催させていただきたいと思います。また後日、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第45回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。